

『みんなで防止！！石綿飛散』

設立：昭和40年8月31日

組合員数 1,938社

支部数 14支部

『主たる活動内容』

- ・ 各種講習/技術情報提供
- ・ 技術基準などの法令指導
- ・ 各種業界情報の提供
- ・ 福利厚生事業
（各種保険制度の加入促進）
- ・ 組合員相互の親睦



令和6年11月11日
大阪府電気工事工業組合



◎はじまりは？・・・**組合員よりのメールで！**（令和4年4月5日）

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令



各位様

ご存じとは思いますが、標記省令が改正（令和2年7月1日公布）され、
そのうち、解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（令和4年4月施行）
事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（令和5年10月施行）

となっています。

電気工事に於いて、照明器具の設置・取替、天井の点検口の設置、壁のスイッチ・コンセント増設等で
壁や天井に穴を開けることが、今までのようにできなくなります。事前調査報告書が必要となります。

申し訳ありませんが、私も詳しく知りませんので、労働基準局等に問合せして調べてください。

昨日、弊社の工事で天井に3cm程の穴を開けて電線を取り出す作業をしていたところ、
事前調査報告書の提出を求められました。

非常に困っています。



省エネ工事で、照明器具のLED化工事を受諾し、蛍光灯からLED照明器具への
取替工事を始めようとして、天井に3cm程の穴を開けて電線を取り出す作業をした
ところ、事前調査報告書の提出を求められた。（公共工事）

工事の元請業者・自主施工者の皆さまへ

建築物、工作物の解体、改造、補修作業を行う場合は、
石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための事前調査が必要です。

令和4年4月1日以降に着手する工事では、
事前調査結果を自治体へ報告する必要があります！

※大阪府内の工事では、追加で報告いただく事項があります。詳しくは裏面をご覧ください。

 報告の対象 建築物の解体作業 工事の対象となる床面積の合計が80㎡以上 建築物の改修工事 工事に係る請負代金*の合計が100万円以上	 報告の時期 事前調査実施後、速やかに （遅くとも工事に着手する前）
 報告の義務を負う者 元請業者又は自主施工者	 報告の方法 原則は電子システム（報告書の提出も可） 所管の環境部局及び労働基準監督署のそれぞれに報告する必要がありますが、電子システムでは、1回の申請で同時に報告することができます。

*材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まれません、消費税を含みます。

石綿含有事前調査は
解体・改修・補修で
建設関連の工事と
認識していた！！



◎事前調査の義務を負う者

『事前調査は解体・改修工事を行う元請業者等、
(元請業者又は自主施工者) にあります。』



◎事前調査結果の報告対象となる工事・規模

▼工事の対象	▼工事の内容	▼報告対象となる範囲
すべての建物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体工事	解体床面積の合計が80㎡以上の場合
	改修工事	改修請負金額の合計が100万円以上 (材料費+工事費を含む(税込))

リニューアル工事で
100万円なんてすぐだ!
調査と報告が必要だ!

◎電気工事で言うと、どんな工事？

『一般需要家より直接、照明器具や空調設備の改修工事も対象』

事前調査者は『建築物石綿含有建材調査者』の資格が必要

建築物石綿含有建材調査資格の取得講習受講資格

* 石綿作業主任技能講習を修了した者・・・電気工事事業者は少ない。

* 建設に関する実務経験11年以上



◎電気工事で調査報告が必要な規模は？

事例1) オフィス会議室の照明器具のLEDリニューアル



蛍光灯〈40W×2灯〉



LED〈FLR40型器具〉



器具釣りアンカー

〈天井裏〉

事例2) オフィス会議室の空調設備リニューアル



天井カセット型



空調機

〈天井裏〉

リニューアル工事でも
石綿調査は必要!



LED〈FLR40型器具〉

LED照明器具 (価格は参考です)
標準価格: 47,600円 (税別)

+

取換工事費: 10,000円 (税別)
(器具取外し+取付)

取替え台数が**16台以上**取替時
調査報告が必要(機種による)

業務用エアコン

業務用エアコン (価格は参考です)
価格: 200,000円

~300,000円 (税別)

+

取換工事費: 50,000円

~100,000円 (税別)

取替え台数が**3台以上**取替時
調査報告が必要(機種による)

◎組合員周知の為に！・・・調査義務化に組合員は認知不足

調査者資格の
必要性を理解！

『＝建築物石綿(アスベスト)含有建材調査義務化の説明会を開催＝』

令和5年10月1日以降、

建設解体工事を行う前に石綿（アスベスト）含有の有無調査が必要となります。

【調査は有資格者が実施する事】

（解体工事とは、建物等の解体、改造、補修を伴う工事を言う）



日時:令和5年3月20日（2時間）

研修内容:(資格取得の必要性)

- ・法令改正について
- ・一般建築物石綿建材調査者資格の必要性
- ・資格取得方法について
- ・その他

講師:一般社団法人 環境科学対策センター

脇谷 壮太郎 様



【資格取得の為に講習会参加者:53名】



◎組合員の為に！・・・資格取得講習を開催

＝協力：一般社団法人 環境科学対策センター様＝

一般募集の資格取得講習は受講希望者が多く申込が出来なかった！

大阪府電気工事工業組合の組合員対象に特別講習会を開催

石綿作業主任者技能講習 + 一般建築物石綿含有建材調査者コース のご案内

【協賛】大阪府電気工事工業組合 様

10月からの制度開始に備えて「一般建築物石綿含有建材調査者」の資格を取りたいが、講習をうける条件に合致しない・・・とお困りではございませんか？
そのようなお悩みにお応えすべく、当センターでは「石綿作業主任者技能講習+一般建築物石綿含有建材調査者研修をセットで受講できるコース」をご用意いたしました。今回特別【30名限定】での募集となりますので、この機会にぜひご利用ください。

受講料：税込み75,000円（適用税率10%込、テキスト代込）
石綿作業主任者技能講習 20,000円 + 一般建築物石綿含有建材調査者コース 55,000円

石綿作業主任者技能講習

会場名	会場場所	日程	
大阪	日本水処理工業株式会社 セミナールーム 大阪府大阪市北区豊原10番23号 ジューンズ大阪ウエスト棟102号	1日目	令和5年5月11日(木)
		2日目	令和5年5月12日(金)

- 労働局認定の登録機関による講習です。
- 18歳以上の証明が必要です。講習会当日、事前確認ができるものを各ご持参ください。
- 2日目の履修に試験がございます。合格した方には、「石綿作業主任者技能講習修了証」が付与されます。
- 「石綿作業主任者技能講習」のみ人材開発支援助成金（旧建設労働者確保育成助成金）対象となっております。
- お申込み後の日程変更やご返金はできませんのでご注意ください。

一般建築物石綿含有建材調査者コース（座学講習2日間+3日目AM筆記試験）

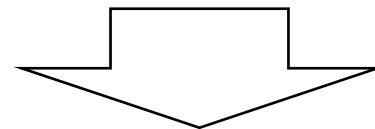
- 5月13日以降の日程で、「石綿作業主任者技能講習」とご一緒にお申し込みいただけます。
- 「石綿作業主任者技能講習 修了者」としての受講資格で申し込みできます。
- 全国どの会場でも受講可能です。

申込み方法  詳細 および お申込みは事業専用ホームページ <http://www.kankyokagaku.jp/> をご確認ください。
環境科学対策センター

一般社団法人 環境科学対策センター
〒530-0046 大阪府大阪市北区豊原町8番14号
専務理事 鎌谷 社太郎

[E-mail] info@kankyokagaku.jp
[TEL] 06-6383-5880
[FAX] 06-6363-5331

石綿作業主任者技能講習 + 一般建築物石綿含有建材調査者コース **〔2日間講習開催〕**
令和5年5月11日～12日



講習受講者：74名

組合員への
特別開催で
感謝！



※「石綿取扱作業従事者特別講習」(4.5時間)講習
当組合の東大阪支部にて実施
日時：令和6年10月25日13:00～
参加者：10名《講師：大気電機工業所》

◎組合員への周知の為に！

機関誌『だいでんこう』に掲載

(発行部数:2,200部)

広報誌による
石綿飛散防止！
注意喚起！

《令和5年9月1日発行》

《令和6年11月1日発行》



第684号 発行所:大阪府電気工事工業組合 だいでんこう 令和5年(2023)9月1日

『リニューアル(改修)工事の事業者の皆さまへ』

令和5年10月1日 着工の工事から!!

リニューアル工事や改修工事などを行う際には
“有資格者”による事前調査
が必要となります。

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

事前調査結果の
報告は義務です
一定規模以上の工事は施工業者
(元請事業者)が事前調査結果の
報告が必要です

★★事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準★★

次に該当する工事は報告が必要です(石綿がない場合も報告が必要です)

▼工事の対象	▼工事の内容	▼報告対象となる範囲
すべての建物 (建築物に付ける建築設備を含む)	解体工事 改修工事	解体床面積の合計が80㎡以上の場合 改修費合計額の合計が100万円以上 (材料費+工事費を含む[税込])

『令和5年10月から事前調査は有資格者が実施』

	令和5年 10月からの	作業責任者	現場作業者	石綿の調査
調査者	○	×	×	○
作業主任者	○	○	○	×
特別教育	×	○	○	×

★平成28年(9月)以前・以後の着工にかかわらず、事前調査を必ず実施する必要があります。
(平成18年以降に着工した建築物は、平成18年9月以降に着工した事を書面等で確認出来れば、その後の事前調査(計画・分析)が不要になります。)

罰則 石綿の事前調査に係る自治体への報告を怠ると、30万円以下の罰金となります。
★調査者の資格をお持ちでない方は専門業者へご相談ください。

※詳細は、厚生労働省のHP「石綿総合情報ポータルサイト」<https://www.ishowata.mhlw.go.jp/> を参照

第698号 発行所:大阪府電気工事工業組合 だいでんこう 令和6年(2024)11月1日

『接地の不良工事をなくしましょう!』

「関西内線工事研究会」並びに「大阪府電気工事工業組合」では、
不適合工事(接地不良など)撲滅をめざし、組合員の皆様へ、工事の
適正化推進をお願いしています。

【同封のポスターを事務所に掲示をお願い致します。】

新規設工事における不良工事

配線不良1.0%	絶縁不良 0.8%
接地不良 25.6%	その他 3.1%
接地不良工事 約69.5%	

接地不良工事の内容

第三者による事例17%	高圧設備のまま絶縁不良5%
本接地で中部 27%	接地工事不良 10%
61%は 工事不良 0%へ	接地不良のまま申請7%

新規設工事の不良工事撲滅ポスターのイメージ

「接地不良工事の撲滅」をテーマにしたポスターが、現場に貼られています。ポスターには、接地不良工事の定義、検査方法、および「接地不良工事の撲滅」を掲げたメッセージが記載されています。

石綿(アスベスト)の事前調査は 施工業者(元請事業者)が 必ず行う必要があります!

石綿(アスベスト)が含まれているかどうかの調査(事前調査)は「建築物の工事(新築以外)を行う際に、有資格者に行わせる必要があります。

【作業員への事前調査は令和5年3月1日(旧労働安全衛生法改正)から義務化されています。】

石綿総合情報ポータルサイト
石綿フリーダイヤル

NPO法人 『環境と福祉に貢献する会』解散のお知らせ

平成24年に設立し、組合員の皆様に携帯電話をお借り頂き、「輝かしい未来」へ提供して電話帳簿の削除作業を通じ、社会福祉貢献を行ってまいりました、NPO法人「環境と福祉に貢献する会」が携帯電話の提供減少などにより、事業の継続が困難な為、解散する事になりました。解散は令和6年12月末となります。携帯電話は12月20日(金)までに届届いたものは、受付対応いたします。(令和6年10月の総会にて解散決議が承認されました。)今まで、多大なご協力・ご支援感謝申し上げます。有難うございました。

【携帯電話処分にお取りの際は下記へご相談ください。】
株式会社 アスク ご相談窓口:長島利平
連絡先:072-808-5555 (FAX)072-808-5556)

これからも“石綿(アスベスト)飛散防止” 推進につとめてまいります。

石綿(アスベスト)事前調査
「工作物」資格取得の必要性
について勉強会のご案内(初回無料)

【日時】
令和6年9月20日(土)
12時15分～13時

【場所】
ハートンホール日本生
〒542-0081 大阪府大
TEL/06-6258-1141

【受講対象者】
・行政関係の方(自治体
・環境科学対策センタ
・勉強会のご案内チラ
※講習機関や講師の方

【勉強会の内容】
・令和4年からのスケ
・特定工作物の適用範
・調査フロー解説

【お申し込みはこちら】
申込期間:令和6年9月
<https://www.bankyo.kan>

会場の都合により開催時
以上、よろしくお願ひい

一般社団法人 環境
〒530-0046 大阪府文
専務理事 橋本 壮太郎

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者(元請事業者)の皆さまへ

石綿(アスベスト)の事前調査は 施工業者(元請事業者)が 必ず行う必要があります!

有資格者による事前調査

石綿(アスベスト)が含まれているかどうかの調査(事前調査)は、「建築物」の工事(新築以外)を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者参照 →

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿及び石綿飛散防止対策関係マニュアル」93～99P

【工作物とは】

工作物とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものすべてをいい、例えば煙突、サイロ、鉄骨架橋、上下水道の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置された、ボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらと接続する配管等の設置等があります。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。

※令和2年10月28日付け基発1028第1号「石綿飛散予防規程の解説について」より

備えつけるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存
参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿及び石綿飛散防止対策関係マニュアル」95～99P

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業責任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準
監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿及び石綿飛散防止対策関係マニュアル」101～102P

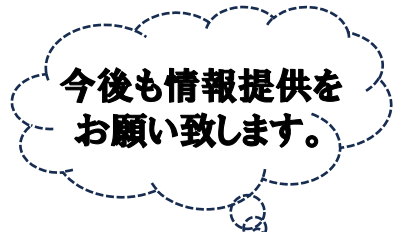
「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください!

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

石綿総合情報ポータルサイト

引続き関連の皆様のご指導・ご協力

宜しくお願い致します。



大阪府電気工事工業組合